

講読『古事記』(三)

—「序」第二段(その2) —

菅野雅雄
(本会顧問)

まえがき

大学を停年で退いたのを機に、かねてからの念願であった『古事記』の注解を果たすべく机に向かったが、雑事に追われて思つたほど自由になる時間がもてず、いざ原稿用紙を広げても、あれこれ思うことが多くてきて仲々筆を下ろすことができず、荏苒として日を送ってしまった。これではならじと構想を変え、永年にわたった教室における『古事記』講読の講義メモを整理し、思いつくままに問題点を取り上げ解釈・考説を加えることによつて、他日の成書化の原案を作ることにした。

こうしてまず手始めに「序」を取り上げ、ここにその第三回目を迎えた次第である。

一はじめに

本「講読『古事記』」の第一講は、「序」第一段を扱つて、本誌『上代文学論究』第十一号(平成十五年三月)に掲載した。引続く第二講は、本誌第十二号(平成十六年三月)に「序」第二段の前半を取り上げたが、時間的分量的に制約があつて、説くべき内容を幾分か残したまま(その1)として発表した。続く本号は、「序」第二段の前半部分を補うところから筆を進めるべきではあるが、それは全体を纏める折に補筆することにし、本第十三号には、第二段の後半部分に考察を加えることにする。

対象とする「序」の書き下し文は、既に先の第十二号に掲げたことであるが、今読者諸子の便宜のため、改めてその第二段を再掲することにする。

<第十二号で考察分>

(1) 飛鳥の清原の大宮に大八州御しめしし天皇の御世に暨業を纂がむことを相せ、夜の水に投りて基を承けむことを知りたまひぬ。然れども、天時未だ臻らずして、南山に蟬蛻し、人事共に給はりて、東國に虎歩したまふ。皇輿忽ちに駕して、山川を凌え度り、六師雷のごとく震ひ、三軍雷のごとく逝く。杖矛威を擧ぐれば、猛土烟のごとく起ち、絳旗兵を耀やかせば、凶徒瓦のごとく解く。未だ決辰を移さずして、氣渾自ら清みぬ。乃ち、牛を放ち馬を息へ、愷悌して華夏に歸り、旌を巻き戈を戢めて、儻詠して都邑に停りたまひき。

<未考察分>

(2) 歳は大梁に次り、月は俠鐘に踵りて、清原の大宮にして、昇りて天位即したまひき。道は軒後に転れて、徳は周王に跨えたまひき。軌符を握りて六合を捲ね、天統を得て八荒を包ねたまひき。一氣の正しきに乗りて、五行の序を齊へたまひき。神理を設けて俗を獎め、英風を敷きて国を弘めたまひき。重加智海は浩汗として、

潭く上古を探りて、心鏡は煌煌として明らかに先代を覗たまひき。

<以下、本号考察分>

(3) 是に天皇詔りたまひしく、「朕聞く、諸家の賈る帝紀と卒辞、既に正實に違ひ、多に虛偽を加ふと。今の時に當りて其の失を改めずは、未だ幾年を経ずして其の百滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家の經緯、王化の鴻基なり。故、惟れ、帝紀を撰録し、舊辭を討覈して、偽を削り實を定めて、後葉に流へむと欲ふ。」とのりたまひき。

(4) 時に舍人有り。姓は稗田、名は阿礼、年は是廿八、人と為り聰明にして、目に度れば口に誦み、耳に拂るれば心に勒す。即ち阿礼に勅語して帝皇の日繼と先代の舊辭を誦み習はしめたまひき。

(5) 然れども、運移り世異にして、未だ其の事を行ひたまはずありき。

二 天武天皇と壬申の乱

第二段の後半部分(3)の冒頭【是於】(山田孝雄『講義』が「作文大体」によつて説く(新に端を起す)傍句)を描いて、行の序を齊へたまひき。神理を設けて俗を獎め、英風を敷きて國を弘めたまひき。重加智海は浩汗として、

第二段前半部分(1)の「飛鳥清原大宮御大八州天皇御世」、同じく(2)の「清原大宮即天位」の句を俟つまでもないが、こ

三 天武天皇は誰から聞いたか

立った事の由を指しているものであるので、とすれば、この【天皇詔之】が、以下の、天皇の『古事記』編纂を思い語句の前、すなわち前半部分(1)に長々と壬申の乱を描写したことの意味を、天武天皇と重ねて改めて問わなければなるまい。

つまりこの壬申の乱の記事は、先稿（その1）で説いたようすに天武天皇元年のこと（『書紀』による）とし、未だ即位の式は挙げてないけれども（即帝位は天武紀二年二月二十七日条）、大海人皇子が天皇の立場に立つてのことと叙されており、普通に説かれているように、乱を天皇即位の機縁を語るものと解するのは適切ではない。あくまでも乱の叙述は『古事記』の編述と強い繋がりのあることとみるべきで、『古事記』編述の機縁となつたことを表現する意図と認めるべきであろう。

だから、壬申の乱が勃発しなかつたならば『古事記』は編纂されることがなかつたであろうし、それは、大海人皇太子が皇位に即かなかつたならば、『古事記』はこの世に生まれ出て来なかつたであろう、ということででもある。

この経緯・事情の中に『古事記』の本質が置かれているのであるが、大海人皇子が、なぜ、壬申年に反乱を惹起したか、ということについては、稿を改めて論述する。

この事情を下敷きにして、まず【詔之】の内容であるが、問題の第一は、「朕聞、諸家之賈帝紀及本辞」の【聞】にある。この天皇が〈聞いた〉内容は、明らかに下文の「諸家の賈る帝紀と本辞、既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ」と、である。とすると誰かが天皇に聞かせたのであろう。

一体、誰が天皇の耳に入れたのであろう。

ここで直接疑問に思えるのは、このまま天皇詔は続いて「削偽定実、欲流後葉」まで連なるが、そうだとすると、天皇は何人かの言、あるいは噂をか信じて、その真偽を確かめもせずに「帝紀を撰録し、旧辞を討覈」するため、その行動を起こすことになる。天皇に〈聞かせ〉た人、あるいはその噂は、余程、天皇にとって信頼のおける人、あるいは口であつたのか。一体誰が。

この疑念を一層増幅させるのが、詔中の文字【賈】である。

この【賈】の字義について古く宣長は、その著『古事記伝』二之卷「古事記上巻并序」に「賈は齎の俗字なりと云り、延佳本には齎と作り」と一言述べただけで、「なりと云り」もやや無責任な表現に聞こえる。しかしこの言は正当らしく、碩学山田孝雄は『記伝』を承けて、『古事記序文講義』

(昭和十一年十一月刊) に、

【賈】は俗字で正しくは齋である。説文に持遺也オクルとある。こゝは家々に古來持ち傳へ來たのを齋すと云つたのである。

と敷衍した。この解は戦後もそのまま受け継がれ、昭和の古事記伝、倉野憲司『古事記全註釈』第一巻「序文篇」(昭和四十八年十二月刊)も

「賈」は齋の俗字、齋は『説文』に「持遺也」とあり、『集韻』に持也とある。

と、『集韻』を加えて説明を終えた。だが微妙な点乍ら山田

『講義』が「こゝは家々に古來持ち傳へ來たのを齋すと云つたのである」と説いた字義に就いて、倉野『全註釈』は言及しなかつた。しかしこれは深く追究するまでもなく、山田説を認めてのことであつたろう。その山田説がそのまま斯界に浸透したという証は、『全註釈』に遅れること僅か二年の西郷信綱『古事記注釈』(昭和五十年一月刊)が、「帝紀・本辭」について詳述した後、

なお、いい遅れたが「諸家之所レ賈」は、家々・氏々の持ち伝えているという意。このいいかたは帝紀及び本辭をがすでに成書化していた消息を暗示するが、もつと広く伝承というほどに解することをも妨げない

との、氏一流の言い廻しによつても認められよう。だから現代諸家の口語訳も、西郷『注釈』に先立つ荻原浅男『日本古

典文学全集 古事記』(昭和四十八年十一月刊)は

諸家で承け伝え持つてゐる帝紀と旧辞は：

とし、その『新編』で山口佳紀・神野志隆光の訳(平成九年六月刊)は「諸家のもたらした帝紀と本辞とは…」という素氣ない文であつたが、神野志の单著『古事記—天皇の世界の物語—』(平成七年九月刊)では「諸家で伝えもつてゐる帝紀と旧辞とは…」と訳されていた。なお、ユニークな口訳を誇つた三浦佑之の『口語訳古事記(完全版)』(平成十四年六月刊)もその序文の訳は「諸々の家に持ち伝えている帝紀と本辞とは…」と、至極穩やかなものであった。

この口語訳の理解を下敷きにした時、つまり、この「賈」が「伝え持つ・持ち伝える」の意であつたとする、諸家の「持ち伝えた」帝紀・本辞を、一体誰が、相互に比較・検討したか、「既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ」と判断したのであろう。こう考えると「朕聞く」の「聞く」で「誰が耳に入れたか」よりも、同一人かも知れないが、正実・虚偽を誰が判断したか、の方が問題となろう。

「賈る」が「所持・保持」の意である限り、帝紀・本辞を天皇の許に提出させて相互に比較・検討したとは考えにくい。天皇は、比較検討して得られた結果の「既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ」を耳にしただけである。誰が、「天皇の命を受けたか否かを別にして」各家を巡つて諸家の保持する帝紀・本辞を被見し、その間に「虚実」のあることを発見

し、天皇に報告したのであろう。

四 【賈】字の意味

諸注には採られていないが、この「賈る」には今一つの意味がある。漢和辞書の教えるところでは、例えば藤堂明保編学研版『漢和大字典』（昭和五十三年四月刊）は

〔賈〕意味（動）もたらす もって来て、またはもっていって人に与える。そろえてさし出す。「賈錢三百万」
錢三百万を賈す」「古樂府・焦仲卿妻」と解く。

『書紀』持統天皇五年八月条に

八月己亥朔辛亥に、十八の氏 大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿部・佐伯・采女・穗積・阿曇。に詔して、其の祖等の墓記（纂
記か）を上進らしむ。

の記事がある。その意図・用途は分明ではないが、持統天皇が十八氏に家の記を朝廷に差し出させたのである。『古事記』編纂開始の時より遅れた「持統紀」の記事ではあるが、この記事から連想して、記序の「賈」以下の文を、〈諸家が「保持」して（きた）帝紀・本辞を「朝廷に提出させて」（比較・検討し）たと理解するのは、漢和字書の説明と重ねて納得し易いが、それでも〈誰が〉〈どのようにして〉諸家の賈る帝

紀・本辞を、「既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ」と見極めたのか、という疑問は解消されない。

それに重ねて、再言すると天武詔の次項「偽を削り実を定めて」を勘案することになるが、この、天皇が耳にした「既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ」の正実・虚偽は、何を基準として判じたのであろう。それが「天皇家の賈る帝紀・本辞」に照合して違正実加虚偽というのであれば、「諸家の賈る帝紀・本辞」をすべて破棄・廃棄してしまえば済むことであり、何も敢えて「帝紀を撰録し、旧辞を討覈」する必要はない、かつたのであるまいか。それとも天武天皇は、討覈・撰録を必要とする帝紀・旧辞の中に「天皇家の賈る帝紀・本辞」も含めていたのであろうか。

ここに「帝紀・本辞」を考える一つの道筋がある。

五 天皇家の帝紀

天皇家は「帝紀」を保持していたであろうか。答は「もちろん保持していた」となろう。その想定の根拠の一は「欽明紀」に見える。

『書紀』欽明天皇二年三月条の細字注である。この注は皇子・皇女に関する記載として「其五日泊瀬部皇子」の下に、「一書云」に拠る異伝二条を記した後、帝王本紀に、多く古字有りて、撰集の人、屢々遷易を経

たり。後人習讀のとき、意を以ちて刊改し、伝写既に多
にして、遂に舛雜を致し、前後次を失ひて、兄弟參差な
り。今し則ち古今を考覈して、其の真正に帰す。一往に
識り難きは、且く一に依りて撰ひて、其の異を注詳す。
他も皆此に効へ

と記す。周知の細字注であるが、これが「帝紀」の一である
う。この「帝王本紀」に就いて小学館版「新編日本古典文学
全集」は、

記序にいう「帝紀」「帝皇日繼」などの類で、記紀から
「帝王本紀」なるものを推定すると、代々の天皇の皇位
継承の次第及び氏族との婚姻を含めた皇族の歴史（系図
ではなく文章体）をさすと考える。以下、『漢書』叙例
に：（下略）…。

との頭注を付す。その解説の当否は一まず措くとして、ここ

には別の疑問が一つ浮んでくる。それは何故この「帝王本紀」
の注が「欽明紀」二年条に加えられたのか、という疑問であ
る。注末に「他皆効レ此」とあるから敏達天皇以降の歴代記
は、これに準じて考えることができるが、先立つ宣化天皇以
前はどうなのであろう。「宣化紀」以前に「遂致レ舛雜、前後
失レ次」は無かつたのであろうか。

試みに宣化天皇条を検すると、『書紀』はその二年三月壬
寅朔条に、

己酉に、詔して曰く、「前正妃億計天皇の女橘仲皇女を立

てて皇后とせむ」とのたまふ。是、一男三女を生みたま
ふ。長を石姫皇女と曰し、次を小石姫皇女と曰し、次を
倉稚綾姫皇女と曰し、次を上殖葉皇子と曰す。亦の名は
椀子。是、丹比公・偉那公、凡て二姓の先なり。前庶妃
大河内稚媛、一男を生めり。是を火焰皇子と曰す。是、
椎田君が先なり。

と記すが、これが『記』では、

天皇、意祁天皇の御子、橘中比売命を娶りて、生みませ
る御子、石比売命。次に小石比売命、次に倉若江王。ま
た川内の若子比売を娶りて、生みませる御子、火穗王。
次に惠波王。この天皇の御子等、并せて五王なり。男三、
故、火穗王は、志比陀君の祖ぞ。 惠波王は、韋那君・多治
比君の祖ぞ。 という。この違いは「遂致レ舛雜」の例には該當しないのだ
ろうか。

かれこれ考え合わせると、「帝王本紀」とは、天皇一代の
記録の謂であったのであろう。これが天皇一代の記録とし
てあつたとすれば、『大日本古文書』二十四ノ三七八が収める
里見忠三郎氏所蔵文書の

日本帝紀 一卷 十九枚注

と、同じく『大日本古文書』三ノ八四にも収める「正倉院文
書 続修後集十七」の

帝紀 二卷 日本書

も、一巻・二巻という巻数の少なさからして、天皇一代の記

録と考えて大過なかろう。

同類のものとして、『上宮聖德法王帝説』の引用した「法隆寺金堂釈迦仏光背銘」中の「帝記」⁽⁵⁾も挙げられよう。

六 天皇記と国記

この『法王帝説』に接すると、〈天皇家の賣たる帝紀〉の一として念頭に浮かぶのが、『日本書紀』推古天皇二十八年是歳条である。曰く、

是歳、皇太子・嶋大臣、共に議りて、天・皇・記及び國記、臣・連・伴造・國造・百八十部并公民等本記を錄す。

と。既に早く岩波大系本『書紀』下は、この「天皇記」に注して「天皇記は天皇の世系・事蹟等を記したもので、帝紀・帝皇日繼とよばれるものと同類であろう」と解し、後、小学館版新編全集『書紀』②も「天皇の系譜・治績などを記した書、記序に「帝紀・帝王本紀・帝皇日繼」などとある類であろう。「天皇」は書紀撰者の修文で、原史料は「大王」などであつたか」と同義に加注している。

己酉に、蘇我臣蝦夷等、誅つみせらるるに臨みて悉に天皇記・國記・珍宝を焼く、船史惠尺、即ち疾く焼かるる國記を取りて中大兄に奉る。

の一条である。

そもそも聖徳太子と嶋大臣馬子とが「共に議りて」この修史事業に当たったと『書紀』に記載されているが、それが完成したとすると、完成した「書」は何処に蔵されていたのであろう。聖徳太子が「皇太子」としてその事に当たったというならば、当然、天皇側の代表として、天皇の命を承けての為事であつたろう。とくに聖徳太子は、「推古紀」元年夏四月庚午朔己卯条に「仍りてまつりことぶねつかさど錄まつりことぶねつかさど撰政まつりことぶねつかさどらしむ。万機よろづのまつりことぶねつかさどを以て悉ことごとくに委ゆだぬ。」と記された立場であつたのであるから、常識的に考えれば、「書冊」は正副一部を錄し、正本は朝廷に、副本が蘇我大臣家に蔵され、その副本を書写して諸家が賣つ

引の新編全集『書紀』が、「このような書が果たして完成していたかどうかは難しい問題である。」（中略）：『旧事紀』の「國造本紀」はこここの「國造」の残影ともみられる。他は一書を成したとは考えにくい」と、頭注に含蓄のある解説を加えているが、この「推古紀」二十八年是歳条には、他にも少々納得し切れない疑問がある。それは「皇極紀」四年六月条のいわゆる乙巳の変の記事で、戊申の日（十二日）に、中大兄皇子らが大極殿で鞍作臣蘇我入鹿を誅伐して後の、

ことになるのが当然の処置であつたろう。だとすれば「皇極紀」に記載された船史恵尺の決死の働きは何だつたのだろう。

この事はそのまま、天皇家に正本の所蔵の事はなく、編された一本のみが蘇我氏の許に蔵されていたことを示していると考えられる。だからこそ船恵尺の行為が特筆大書されたのである。

この解は、〈天皇記及国記臣連伴造国造百八十部并公民等本記〉が未だ完成してなかつたという考え方と矛盾するものではない。成書であつても未完の書であつても、何れにしても聖徳太子・蘇我馬子共編の〈天皇記及国記臣連伴造国造百八十部并公民等本記〉は、炎の中にその姿を没したのである。

ただ、若し仮りにこの「天皇記」が天皇家に保持されていたとしても、編纂が聖徳太子と蘇我馬子である限り、内容的には特に仏教色の強いものであつたことは、容易に想像され、恐らく「欽明記」以降の記述内容は、仏教関係記事で満たされていたことであつたろう。とすれば、現行所伝の『古事記』が天武天皇の叡慮に発したものとみる限りにおいて、その「下巻」欽明天皇条以下の記述に、仏教公伝の記事だけでなく「仏」の文字さえ用いられていないことは、〈天皇記及国記臣連伴造国造百八十部并公民等本記〉が、天武天皇の思想と相容れないものであつたということは、將に火を見るより明らかであつて、言うなれば、この〈天皇記及国記

臣連伴造国造百八十部并公民等本記〉が有つたとしても当然、討覈・撰録の対象とされるべきものであつたことに、疑問の余地はない。

七 天武十年の帝紀記定

こう考えてくると、天皇家が「帝紀・本辞」を賈つていたとしても、その「帝紀・本辞」は、天武天皇からすれば、天皇自身の意図する「国史」から遠くかけ離れたものであつた筈で、それゆえ「既違正実、多加虚偽」との報告を得たことを好機と捉え、天皇は念願の新しい「国史」を構築する道を選んだのではなかろうか。

結局のところ、「諸家の賈る帝紀と本辞」とが「既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ」と、その正誤が判断される基準となる〈帝紀・本辞〉は、天皇家に保持されていたとは考えられないのであり、とすれば前述したように、正誤の基準に照らして「諸家の賈る帝紀と本辞が、既に正実に違ひ、多に虚偽を加ふ」と天皇の耳に入れた人物の存在は疑わしい。となれば「朕聞く…」の詔の存在も疑わしいということとなる。

『古事記』撰録の事は、某人から「諸家の賈る…」と報告を聞いて天武天皇が突然に思い立つたことではなく、治世十年にして天武政治が漸く軌道に乗つた時⁽⁶⁾、天皇はかねての念願であつた修史事業に手を染めたということであろう。その

現わのが、「天武紀」十年三月庚午朔条下の

丙戌に、天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・

広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。

の一文であり、この記事は、『記』序に記されたいわゆる天武詔の具体的な実現であったのである。

だから、この天武紀十年条の為事は、『日本書紀』編纂の濫觴と解すべきことではなく、「^{とき}運移り世異にして」(『記』序)一度中断し、元明天皇の詔を承けて七一二年(和銅五年)に、修史事業が完成していた分、つまり大嶋・子首の筆録を果した分だけが天武天皇の構想した通りの『古事記』となつたとみるべきである。

「天武紀」十年条の修史事業は惜しくも中断したが、中臣大嶋・平群子首の記定した「帝紀及上古諸事」は、恐らく時を措かず稗田阿礼に誦習されたのではなかつたか。こう考えて始めて天武天皇の意図した史書の成立が、合理的に総括できるのである。

この「天武紀」十年条の記事を『古事記』編纂と結びつけることを、多くの説⁽⁷⁾は否定している。そして『記』と繋がることを否定する説はすべて、それを『日本書紀』編纂の濫觴とする。しかしそこには何の確証もなく、『書紀』と結びつくのは修史の氣運だけのことであることを銘記すべきである。

『記』序に記された天武詔の「偽を削り實を定め」の一文に天武天皇の強固な意志を汲み取るならば、『書紀』神代卷の、本書を建てて「一書曰」を注記した編纂方式は、どう捉えても天武天皇の意向に添うものとは考えられないのである。「本書」「一書」の各伝を討覈して正伝を撰録すること

を修む。是に至りて功成りて奉上ぐ。紀卅卷系図一巻なり。

『続日本紀』養老四年五月条の

是より先、一品舎人親王、勅^{みことのり}を奉けたまはりて日本紀

が、天武天皇の志向したところではなかつたか。

「本書」伝に「一書」伝を加注するような方式は、恐らく

天武天皇の時代とそれを継いだ持統朝には採用されないとこ
ろであつたろう。『日本紀』の撰録の舍人親王への下命は、
文武朝の、持統太上天皇が崩じた一年十二月以降、恐らく翌
三年のことであつたろうと考えている。このことに関する
詳論は別稿に譲る。

八 帝紀と本辞

次は「諸家の賣る帝紀と本辭」の【帝紀】【本辭】について
て考察する。

(未完)

丙午に、境部連石積等に命じて、更に肇めて新字一部四十
四卷を造らしむ。

に見られる。大系本『書紀』は「新字」に注して「积紀所引私
記に「師説。此書今在二國書寮。但其字脉頗似二梵字。未
詳二其字義一所二準拠一乎」とある。漢字体のいわゆる国字であ
ろうとする説、漢字の訓釈を一定化したものとする説、天武朝
の修史事業（十年三月条）と関連して、古語の正確な表記のた
めに制定したものであるとする説などがある」とするが、新全
集本『書紀』は、このところで旧来の説を一步進めて、「この
「新字」は書物の名を兼ねているとみられる」と規定しながら、

「諸説あるが、古字（古文）に対する今字（今文）をいうと
する説がよからう。中国では古字が誤写誤読の原因をなしてい
たが、唐の高宋の時代に「五經正義」を宗とする今字に統一さ
れる。境部石積らは白雉四年（六六七）と天智四年（六六五）

⁴ 小学館版新編日本古典文学全集『日本書紀』② 三六五ペー
ジ、頭注三。

註

1 「詔」字の意味・内容と「勅」との区別については、『古事記
年報』第十九号（昭和五十二年一月）に梅沢伊勢三「記序、天
武の詔についての一考察」という、従うべき論がある。

2 北野本など『書紀』古写本は「墓記」を作るが、『积日本紀』
は「纂記」とする。

3 西城勉は「寶」字を「持遺也」（『説文』）から「持參する・
持ち込む」の意とすべきである」として、その背景を論じてい
るが、本稿とは観点を異にする。（『阿礼誦習本の系統』『国語
と国文学』六四一二八、昭和六十一年六月）

に渡唐し、六年（六六七）に帰朝しているが、この時に中国の今字資料を持ち帰り、十数年かけて今字の研究をし、それを「新字」と称したと考へられる」と、興味ある注を付している。太

安万侶が『記』序の執筆に当たって長孫無忌の「進五經正義表」を模したことは周知のことであるが、『古事記』本文と「新字」との関わりは、未だ判然としない。後考を俟つ。

5 秽曰、法興元世一年、此能不レ知也。但案帝記二云。少治田天皇之世。東宮厩戸豊聰耳命。大臣宗我馬子宿祢。共平章而建ニ立三宝。始興ニ大寺一。故曰「法興元世」也。此即銘云。法興元世一年也。

6 「天武紀」を子細に検すると、天武天皇は治世の初期には政情不安を抱え、自身の意図した政治理念を実現することに困難を感じていたらしいことが窺える。思い通りの政策を施すことが出来るようになるのは、治世十年を閲してのことと思われる。例えば、古代政治の根幹であった氏姓制度の下の氏族対策においても、四年二月に「甲子の年に諸氏に給へりし部曲は、今より以後、皆除めよ」と、その特権に制限を加えながら、氏族統制の一手段として「氏上」を決めさせるのは十一年十二月であり、その氏族対策の総決算として「八色の姓」を制定して宿願を果たしたのは、十三年冬十月である。

このような状況の中で十年二月庚子朔甲子条に

天皇・皇后、共に大極殿に居しまして、親王・諸王及び諸臣を喚して、詔して曰はく、「朕、今より更律令を定め、法式を改めむと欲ふ。故、俱に是の事を脩めよ。然も頓に是のみを務に就さば、公事覗くこと有らむ。人を分けて行ふべし」とのたまふ。是の日に、草壁皇子尊を立てて、皇

太子とす。因りて万機を攝めしめたまふ。

の事や、「帝紀及上古諸事記定」の詔が、天武政治の出発の証となるものと認められよう。

7 岩波大系『書紀』は、「令記定帝紀及上古諸事」に補注を加えて、

帝紀は：（中略）：。古事記序文によつてこれを古事記撰修の濫觴とみる説もあるが、むしろそれまで天皇自身のもとで行なわれていた小規模な宮廷の事業にかわる、大規模な国家的な修史事業の開始であり、書紀成立の出発点をなすものと解するのが妥当であろう。

とし、後に附した小島憲之執筆の「解説」を参照させている。

その小島「解説」は

……それにしても、兩方（「天武紀」十年条の編纂事業と『記』編纂事業）の事実があまりにもちがい過ぎる。皇族以下十二人を大極殿に召して記定させたのは、公的な政府事業としか考えられないが、天皇がひとりの舍人に読み習わせたのは、私的なささやかな事業ではないか。……と説くが、この見解は、序後文の「時に舍人有り」の受け取り方に問題があるようで、「誦習」させる史的叙述を、誰が、どのように定めたか、に考へを及ぼしていないとみられる。天武天皇が最初から「舍人稗田阿礼」一人を相手に「撰二錄帝紀」、討二覈旧辭」したように考へているようだが、それで解釈は適切なのであろうか。

8 「天武紀」十年条が『書紀』編纂に繋がった、とする説は、小学館版新編全集『日本書紀』も同じで、その頭注には

……天武天皇が大極殿で多くの皇子と有能な臣下の幾人か

に國家の歴史書編纂事業の開始を詔したもので、これが養老四年（七二〇）に『日本書紀』として撰進される。その解説が見られる。

【補】

〈序〉考

『古事記』上巻の、現存する総ての書写本は、冒頭第一行に

古事記上巻

と、やや大きく記し、その下に真福寺系諸写本は

序并

と、ト部系諸写本は

并序

と、それぞれ小書きに注記している。

この「序并・并序」の語順に関しては、『文選』の「班孟堅兩都賦二首并序」や、日本の『懷風藻』や『万葉集』中の題詞など、すべて「并序」であることによつて、「中国・朝鮮・上代日本の諸文献の、序を并載するものはすべて「并序」を用い、「序并」の例は見えない^(注)」との理解が一般化し、その訓も、「序を并せたり」が通用している。

以上の如く、語順と訓とには一応の結着をみたけれども、

その内実に關しては未だ問題が残されている。

この「并序」の注記から、今日では『古事記』上巻の前に置かれた文章を、「序」文と称する認識が一般化しているが、しかしこの文は、「臣安万侶言夫混元既凝……」と始まり「誠惶誠恐頓々首々和銅五年正月二十八日正五位上勲五等太朝臣安万侶」と筆を止めていることによつて、この文型を『文選』の範例に照らすと、これは「表」の文体であり、「序」の書式とは合致しないことが明らかである。さらにこの点に関して、『記』序の依拠したものとして唐の長孫無忌の「進五經正義表」が挙げられ、後に同人の「進律疏議表」が加えられるに及んで、今日では、『記』序は「上表文」であるとする見解が定着した。

しかしこの理解は、「表」を「序」に誤ったとみることによつて序文偽撰説を生み出し、議論はやがて『古事記』偽書説にまで発展した。

その論の一は、序・表をもつた古代の書籍を列举して、

「序」を有する書籍の出現の時期が、

イ、古事記	序	和銅五（七一二）年
ロ、續日本紀	二表	延暦十六（七五九）年
ハ、凌雲新集	序	弘仁五（八一四）年
二、新撰姓氏録	表・序	弘仁六（八一五）年
ホ、文華秀麗集	序	弘仁九（八一八）年
ヘ、経国集	序	天長四（八二七）年

ト、令義解 表・序 天長十（八三三）年

チ、延喜式

表・序

延長五（九一七）年

それとは別に

臣安万侶言……

で、つまり「序」を付すのは九世紀に入つてからの傾向であり、七一二年成立の『古事記』に「序」が付されるのは、時期的には余りにも早すぎるので、『古事記』の成立を西暦八〇〇年を過ぎてのこととすべしと説いたのであつた。

これに対しても種々の駁論が提唱され、古事記成立に就いての論議は深められたが、なお、この点に関しては未だに一致した見解は得られていない。^(注3)

* * *

ここで考えねばならないのは、序・表の本来の意味である。そもそも、

「序」は、その書物の読者を対象とした文で、書物に付された著者からの読者に対するメッセージである。

これに対し、「表」は、編纂の下命者に対する編纂者からの報告・奏上の文言であり、完成した書物とは別個に用意されるものであつたろう。

こう考えると、現今巷間に伝わる『古事記』の筆写本は（真福寺本の第三丁表三行目の「臣安万侶天地初發之時……」の書写の筆は言語道断であるが）、天皇へ献上した本を、再び「表（序）」と本巻とを併せて、直接に書写したものを祖とするとは思われない。おそらく安万侶の手許に、あるいは安万侶の家に残されていた清書本・淨書一步手前の本、あるいは下書き本を、上表文と纏めて書写したものであろう。そして後、和銅五年を隔たる遙か後代、「表」と「序」の区別の定かでなくなつた時代、あるいはその区別を認知しない筆録者が、開巻第一行の「古事記上巻」の五文字の下に、さかしらに「并序」と小字で加注したものであろう。

いわゆる『記』序を「序文」とするのは後代の手で、本来は名実共に「上表文」ではなかつたか。

〔注〕

1 小野田光雄博士は、兼永本・真福寺本・伊勢系諸本を「祖を一にする」と考えており、その上で、「上巻の首題に兼永本には「古事記上巻并序」とあるが、真福寺本及び伊勢本系の三本には「并序」を「序并」とある。これは異例のことである」と述べている。（神道大系『古事記』、解題三四ページ、昭和五十二年十二月刊）。この点も、本文で後述するように、書写の間のこととすれば、あるいは解決できようか。

2 例えば、西宮一民博士は、この時代に純粹な「表」「序」は少なく二例のみ、多くは「表的序」「序的表」というが如くであるから、「序・表」の文字の上からのみの論は諾い難いとし、なお、「懷風藻 序 天平勝宝三（七五一）年」を挙げて、『古事記』の成立を八世紀に置くことはなることを説いた。（『上代日本の文章と表記』昭和四十五年二月刊）

3 なお詳しく述べ『菅野雅雄著作集』第三巻「成立」の「第四部 偽書説批判」の中、「第二章 「記序」偽撰説批判」覚書」三七三ページ以下参照のこと。（平成十六年五月刊）